

# 富津市DV・虐待防止計画

いかなる暴力も許さない社会の実現





## 計画策定にあたって

今日、社会情勢の複雑・多様化に伴う様々な人権侵害が存在しています。

配偶者や交際相手への暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待は、外部から発見しにくい家庭内などで行われるため、潜在化しやすく、深刻化しやすい傾向があります。しかしながら暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。



こうした状況を改善し、間違った考え方や偏見を変革させるためには、虐待や暴力の被害者や関係者等に対する支援だけでなく、私たち一人ひとりがお互いの人格と権利を尊重するとともに、社会全体で連携し取り組むことが求められています。

富津市では、誰もが安心して暮らせる富津市を築くため、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策の指針として位置付けた総合的なDV・虐待対策の計画、「富津市DV・虐待防止計画」を策定しました。

今後は、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、「いかなる暴力も許さない社会の実現」を目指して、本計画に掲げた取り組みを推進してまいりますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

富津市長 高橋 恭市



## 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
4 用語の定義.....	3
5 暴力の種類.....	4
第2章 対応実績の統計からみた現状.....	5
1 DV・虐待の相談体制.....	5
2 DV相談件数の概要.....	5
3 児童虐待相談件数の概要.....	7
4 高齢者虐待相談件数の概要.....	9
5 障がい者虐待相談件数の概要.....	12
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	16
1 基本理念.....	16
2 基本目標.....	16
3 施策の体系.....	16
4 計画書「第4章 施策の展開」の見方.....	18
第4章 施策の展開.....	19
基本目標Ⅰ 市民の理解・関心を深める取組の推進.....	19
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり.....	21
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立を支援する体制の確立.....	25
基本目標Ⅳ 地域連携と推進体制の強化.....	31

## 資料編

富津市DV・虐待防止計画策定経過.....	35
富津市DV・虐待防止計画の策定方針.....	37
富津市DV・虐待防止計画策定会議設置要綱.....	39
富津市DV・虐待防止計画策定会議委員名簿.....	41
富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会設置要領.....	42
富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会委員名簿.....	43
DV対応フローチャート.....	44
児童虐待対応フローチャート.....	45
養護者による高齢者虐待対応フローチャート.....	46
障がい者虐待対応フローチャート.....	47



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景・趣旨

配偶者や交際相手への暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

とくに、家族への虐待や配偶者間の暴力は家庭内で行われることが多いため、発見が困難であることや、社会の理解もまだまだ十分であるとは言えないことから、「個人的な問題」としてとらえられやすく、問題が潜在化しやすい傾向にあります。また、加害者に罪の意識が低く、一方の被害者も助けを求めにくいという傾向にあり、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートして、被害が深刻化しやすいという特性があります。

さらに、その被害者の多くは、子ども、高齢者、障がい者、そして女性という社会的に弱い立場に置かれる者です。力による支配や暴力が容認される社会通念や偏った性別観など、個人の問題として片づけられない構造的な問題が存在しています。

虐待や暴力の被害者に対する個別の支援はもとより、人々の意識の深いところにある間違った考え方や偏見を変革させていくという、地道な働きかけも必要であり、社会全体で取り組むことが求められています。

このような状況から、国では、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）」、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」、平成17年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定されました。また、平成20年からの改正「DV防止法」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）」の策定が、市町村の努力義務となりました。

富津市では、これらの社会的背景から、「DV防止法」に基づく計画であることを基本としつつ、DV対策だけでなく、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策の指針として位置付けた総合的なDV・虐待対策の計画、「富津市DV・虐待防止計画」を策定しました。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。

また、DVも虐待も一つの同じ福祉課題としてとらえ、一体的に対策を推進していくための指針となる計画として位置づけるため、「障害者基本法」第11条第3項及び「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「いきいきふっつ障害者プラン」並びに「老人福祉法」第20条の8の規定に基づく「富津市高齢者福祉計画」において示した、障がい者虐待・高齢者虐待に対する取り組みの考え方を基本としています。

なお、児童虐待については、「児童虐待防止法」第4条に規定された地方公共団体の責務等の趣旨を鑑み、施策の基本となる事項を計画として定めています。

### 3 計画の期間

この計画は、2019年度を初年度とし、2023年度までの5年間を計画期間として策定しました。

その後、中間年にあたる2021年度に見直しを行い、直近の実績値及びそれに基づいた最新の傾向を分析し、「第2章 対応実績の統計からみた現状」及び「第4章 施策の展開」を改訂しました。

また、計画期間満了の2023年度では、各施策所管課において計画の進捗状況等の評価を実施し、計画に掲げる各取り組み内容と実情について、「実情と大きな乖離はない」と評価されました。

今後の計画の在り方を再検討したところ、市の実情に即した計画であると評価・検証を実施していることと、今まで1課（旧称：福祉の窓口課）で所管していた「虐待」に関する事務分掌が、2023年度の組織改編に伴い、3課（児童虐待：こども家庭課、高齢者虐待：介護福祉課、障がい者虐待：障がい福祉課）に分散されたことから、2026年度まで計画期間を延長し、2024年度以降は、各所管課が策定する計画に「虐待」の施策項目を随時盛り込み、この計画に掲げる施策を切れ目なく引き継いで行くこととしました。

また、「DV」の施策項目については、現行の「富津市男女共同参画計画」に掲げる具体的取組を変更し、施策の進行管理を行います。

なお、今後、国の基本方針等が見直された場合や社会情勢の変化や計画の進捗状況等によっては、必要に応じて見直しを行います。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
<b>富津市DV・虐待防止計画</b>			計画期間					中間年度見直し	計画期間延長			
富津市子ども・子育て支援事業計画 【2025年度から「児童虐待」項目を追加】				計画期間					所管計画にて推進			
介護保険事業計画・高齢者福祉計画 【2024年度から「高齢者虐待」項目を追加】				計画期間					所管計画にて推進			
障害福祉計画・障害児福祉計画 【2027年度から「障がい者虐待」項目を追加】				計画期間					所管計画にて推進			
いきいきふっつ障がい者プラン(第3次基本計画) 【2027年度から「障がい者虐待」項目を追加】	計画期間											
富津市男女共同参画計画 【2027年度から「具体的取組」を変更】							計画期間					所管計画にて推進

#### 4 用語の定義

この計画の用語の定義は下記のとおりです。

- ①「DV」とは、ドメスティック・バイオレンスの略で、相手を自分の思い通りにしようと、夫婦や交際相手などの間で起きる暴力のことを指します。
- ②「虐待」とは、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の全部を包含したものと用います。
- ③「児童」とは、「18歳未満の者」とします。
- ④「高齢者」とは、「65歳以上の者」とします。
- ⑤「障がい者」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な者」とします。
- ⑥「暴力」とは、DV防止法第1条第1項、児童虐待防止法第2条、高齢者虐待防止法第2条第4項第1項及び第5項第1号、障害者虐待防止法第2条第6項及び第7項及び第8項に規定される行為を指します。
- ⑦「養育者」とは、「児童を養育する一切の者」を指し、具体的には、「監護」「同居」「生計維持」など児童と同居していなければいけないわけではなく、近所に住みながら世話をしている親族や知人も該当します。
- ⑧「養護者」とは、「高齢者又は障がい者を現に養護するものであって要介護施設従事者又は障がい者福祉施設従事者等以外の者」を指します。現に養護するとは、当該高齢者や障がい者の日常生活において何らかの世話をする行為を指し、具体的に、生活に必要な行為を管理したり、提供したりしていることです。また、養護者は、必ずしも当該高齢者や障がい者と同居していなければいけないわけではなく、近所に住みながら世話をしている親族や知人も該当します。
- ⑨「養介護施設従事者等」とは、「養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者」を指します。
- ⑩「障がい者福祉施設従事者等」とは、「障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員」を指します。
- ⑪「使用者」とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」を指します。

## 5 暴力の種類

本計画においては、法律の定義だけでなく、DV・虐待を暴力に起因する一つの福祉課題としてとらえています。その暴力には次のような類型があり、具体的な行為を例示しました。

類 型	内 容
身体的なもの	<p>体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。</p> <p>具体的には…平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる、縛り付ける、閉じ込める、物を投げつける、不要な薬を飲ませるなど。</p>
性的なもの	<p>無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。</p> <p>具体的には…児童と性交をする、性行為を強要する、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな話をする、中絶を強要する、避妊をしない、性行為を見せる、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せるなど。</p>
心理的なもの	<p>侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。</p> <p>具体的には…怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、人付き合いを制限する、電話を細かくチェックする、わざと無視をする、外で働くなど言うなど。</p>
介護・世話の放棄・放置 (ネグレクト)	<p>食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。</p> <p>具体的には…十分な食事を与えない、おむつを替えない、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない、本人の意思に反して学校や仕事に行かせないなど。</p>
経済的なもの	<p>本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また理由なく金銭を与えないこと。</p> <p>具体的には…年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない、遺産等の財産を相続させないなど。</p>

## 第2章 対応実績の統計からみた現状

### 1 DV・虐待の相談体制

市では、DV・児童・高齢者・障がい者に関して、個人に焦点をあてて対応するだけでなく、世帯全体への支援体制を構築することが重要であり、一体的な福祉全般への支援を行う体制としました。

相談を受けた場合に、地域の様々な支援機関へ委託するなど、役割分担を行い、初期対応から終結後の支援も連続的に対応できる体制としています。

また、市内事業所の出張所を市役所内に設置し、児童支援に関する相談は児童家庭支援センター、高齢者支援に関する相談は地域包括支援センター、障がい者支援に関する相談は基幹相談支援センターを設置することで専門的な対応機関による支援対応を行います。

### 2 DV相談件数の概要

DV対応については、平成13年10月に「DV防止法」が一部施行され、平成14年度より完全実施されました。平成26年の改正により「生活の本拠をともにする交際関係にある相手からの暴力（デートDV）」も対象になっており、相談窓口をこども家庭課に設置しています。（令和4年度まで、旧福祉の窓口課に設置。）

#### 【全国のDVの状況】

年度		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	総数	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643

※警察署における配偶者からの暴力事案等の相談件数。

#### 【千葉県のDVの状況】

年度		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	総数	9,297	8,832	8,853	9,140	9,993

#### 【富津市のDVの状況】

相談受付件数は、平成30年度まで5件前後で推移していましたが、令和元年度以降は、10件以上に増加しています。

相談者は、平成30年度まで女性のみでしたが、令和元年度以降は男性からも相談がありました。被害者の年齢は、26歳から40歳が全体の5割程度を占めていますが、どの年代からも相談があり、令和元年度は、未成年から相談がありました。

暴力種別は、令和元年度以降、精神的暴力が特に多くなっています。

件数		年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	総数		4	8	3	19	12
	電話相談		3	2	1	14	1
	来所相談		1	6	2	5	11
相談者の続柄	本人		1	6	1	8	8
	配偶者		0	0	0	0	0
	子ども		0	0	0	0	0
	親族		0	0	0	1	0
	交際相手		0	0	0	0	0
	行政機関		2	2	1	9	3
	その他		1	0	1	1	1
被害者の性別	男性		0	0	0	4	2
	女性		4	8	3	15	10
被害者の年齢	未成年		0	0	0	5	0
	20～25 歳		0	0	0	0	1
	26～30 歳		1	1	0	4	3
	31～35 歳		1	2	0	2	0
	36～40 歳		0	2	1	3	4
	41～45 歳		0	0	0	0	1
	46～50 歳		0	0	0	0	1
	51～55 歳		1	1	0	2	1
	56～60 歳		0	0	1	1	0
	60～65 歳		0	0	0	0	1
	65 歳以上		0	0	1	1	0
	その他、不明		1	2	0	1	0
加害者続柄	夫等		3	6	2	7	6
	子ども		0	0	0	0	0
	親族		0	0	1	6	2
	交際相手		0	0	0	1	1
	その他		1	2	0	5	3
暴力種別	身体的暴力		3	3	1	3	3
	精神的暴力		0	3	1	10	7
	性的暴力		0	0	0	0	0
	その他		1	2	1	6	2

### 3 児童虐待相談件数の概要

#### 【全国の児童虐待の状況】

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	総数	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044
被虐待者の年齢	0～3歳未満	23,939	27,046	32,302	37,826	39,658
	3歳～学齢前児童	31,332	34,050	41,090	49,660	52,601
	小学生	41,719	44,567	53,797	65,959	70,111
	中学生	17,409	18,677	21,847	26,709	28,071
	高校生、その他	8,176	9,438	10,802	13,626	14,063
虐待者続柄 (%)	実父	38.9	40.0	41.0	41.2	41.3
	実父以外の父親	6.2	6.0	5.8	5.4	5.3
	実母	48.5	47.0	47.0	47.7	47.4
	実母以外の母親	0.6	1.0	0.5	0.4	0.4
	その他	5.8	6.0	5.7	5.3	5.6
虐待種別	身体的虐待	31,925	33,223	40,238	49,240	50,035
	ネグレクト	25,842	26,821	29,479	33,345	31,430
	心理的虐待	63,186	72,197	88,391	109,118	121,334
	性的虐待	1,622	1,537	1,730	2,077	2,245

※児童相談所における児童虐待相談受付件数。

#### 【千葉県の児童虐待の状況】

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	総数	6,775	6,811	7,547	9,061	9,863
被虐待者の年齢	0～3歳未満	1,292	1,456	1,609	1,833	1,894
	3歳～学齢前児童	1,799	1,709	2,005	2,293	2,587
	小学生	2,314	2,226	2,410	3,099	3,353
	中学生	943	979	1,057	1,253	1,322
	高校生、その他	427	441	466	583	707
虐待者続柄	実父	2,549	2,512	2,922	3,538	3,960
	実父以外の父親	404	409	354	417	548
	実母	3,512	3,585	4,015	4,778	4,983
	実母以外の母親	49	57	38	50	52
	その他	261	248	218	278	320

虐待種別	身体的虐待	1,733	1,643	1,985	2,739	2,760
	ネグレクト	1,605	1,642	1,813	2,082	2,046
	心理的虐待	3,343	3,406	3,631	4,081	4,876
	性的虐待	94	120	118	159	181

※千葉県児童相談所における児童虐待相談受付件数。

【富津市の児童虐待の状況】

相談受付件数は、毎年度増加しており、平成28年度と令和2年度を比較すると2倍に増加しています。

被虐待者の年齢は、学齢前児童の件数が増加傾向でしたが、令和2年度には、小学生が前年度の約2倍に増加しました。

虐待者は、実父と実母で9割程度を占め、虐待種別は、心理的虐待が令和元年度以降減少していますが、身体的虐待とネグレクトが増加傾向となっています。

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数		22	32	37	41	44
相談通報の経路	児童相談所	20	27	25	22	26
	警察署	0	0	1	0	0
	市役所	1	0	2	6	4
	医療機関	0	1	1	2	0
	学校関係者	0	0	1	2	4
	保育所・園	0	0	0	0	0
	家族・親族	0	0	1	0	7
	児童本人	0	0	0	0	3
	近隣・知人	0	3	0	7	0
	その他	1	1	6	2	0
被虐待者の性別	男性	9	19	22	24	16
	女性	13	13	15	17	28
被虐待者の年齢	0～3歳未満	3	11	12	10	6
	3歳～学齢前児童	5	6	9	13	7
	小学生	12	11	13	13	25
	中学生	2	3	2	4	3
	高校生、その他	0	1	1	1	3
虐待者続柄	実父	17	20	18	24	20
	実父以外の父親	0	0	0	1	1
	実母	5	10	16	12	17
	実母以外の母親	0	0	0	0	0

	その他	0	2	3	4	6
虐待種別	身体的虐待	5	4	8	12	18
	ネグレクト	0	1	7	10	14
	心理的虐待	17	27	22	18	12
	性的虐待	0	0	0	1	0
	その他	0	0	0	0	0

#### 4 高齢者虐待相談件数の概要

##### 【全国の高齢者虐待の状況】

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	養護者	27,940	30,040	32,231	34,057	38,402
	養介護施設 従事者等	1,723	1,898	2,187	2,267	2,390
相談通報の経路	虐待者（加害者）	899	1,016	1,110	1,111	1,183
	介護支援事業所等	11,090	11,364	12,170	12,448	11,801
	家族・親族	3,118	3,431	3,437	3,394	3,459
	被虐待者（本人）	2,353	2,407	2,400	2,465	2,490
	警察	6,472	7,548	8,678	10,063	12,034
	近隣・知人	1,116	1,168	1,125	1,156	1,265
	民生委員	879	877	797	736	684
	企業・職場	1,549	1,662	1,840	1,850	1,748
	庁内他部署	1,957	1,988	2,127	2,160	2,288
	その他	3,077	3,313	3,689	3,989	3,840
被虐待者の性別	男性	4,069	4,447	4,432	4,631	4,770
	女性	13,571	13,945	14,176	13,852	14,232
	不明	0	0	5	4	8
被虐待者の年齢	65歳未満	22	28	13	21	22
	65～69歳	1,823	1,852	1,754	1,539	1,521
	70～74歳	2,515	2,528	2,474	2,493	2,724
	75～79歳	3,560	3,746	3,723	3,846	3,827
	80～84歳	4,255	4,438	4,486	4,252	4,390
	85～89歳	3,320	3,528	3,700	3,778	3,768
	90歳以上 (不明含む)	2,145	2,272	2,463	2,558	2,758
虐待者続柄	夫	3,837	3,943	4,047	3,930	4,183

(養護者内訳)	妻	1,040	1,188	1,197	1,200	1,304
	子	10,268	10,781	10,788	10,689	10,792
	子の配偶者	971	903	935	846	736
	孫	697	666	615	644	569
	兄弟姉妹	389	365	412	388	391
	親族	647	801	-	-	-
	その他	17	19	746	738	712
虐待種別	身体的虐待	11,953	12,215	12,520	12,339	12,769
	ネグレクト	3,516	3,710	3,699	3,633	3,614
	心理的虐待	7,161	7,114	7,243	7,183	7,683
	性的虐待	125	101	115	113	241
	経済的虐待	3,120	3,270	3,163	3,038	2,647

- : 公表なし

【千葉県の高齢者虐待の状況】

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	養護者	1,456	1,609	1,712	1,720	1,893
	養介護施設 従事者等	87	98	94	111	114
相談通報の経路	虐待者（加害者）	17	32	29	30	32
	介護支援事業所等	434	483	501	528	561
	家族・親族	130	136	130	135	157
	被虐待者（本人）	131	118	123	132	137
	警察	460	556	631	615	714
	近隣・知人	67	50	45	71	77
	民生委員	46	35	36	32	31
	企業・職場	63	73	82	99	84
	庁内他部署	115	113	118	101	144
	その他	102	121	136	106	117
被虐待者の性別	男性	191	218	241	209	215
	女性	658	634	683	587	613
	不明	2	3	0	0	0
被虐待者の年齢	65歳未満	1	0	1	1	1
	65～69歳	117	94	95	87	55
	70～74歳	126	124	156	110	134
	75～79歳	200	199	206	177	192

	80～84 歳	204	203	213	208	211
	85～89 歳	125	137	158	130	163
	90 歳以上 (不明含む)	78	98	97	89	120
虐待者続柄 (養護者内訳)	夫	206	208	196	181	196
	妻	52	54	49	51	58
	子	496	509	568	475	537
	子の配偶者	43	39	43	28	22
	孫	32	28	28	36	26
	兄弟姉妹	17	9	23	13	8
	親族	29	26	-	-	-
	その他 (不明含む)	3	1	23	28	30
虐待種別	身体的虐待	593	584	600	506	617
	ネグレクト	128	152	173	162	175
	心理的虐待	394	377	380	323	381
	性的虐待	3	5	3	1	8
	経済的虐待	114	141	161	138	119

- : 公表なし

### 【富津市の高齢者虐待の状況】

相談受付件数は、養護者からがほとんどであり、令和元年度までは 20 件前後で推移していましたが、令和 2 年度は 12 件に減少しています。

被虐待者は、毎年度女性が圧倒的に多くなっています。

虐待者続柄は、子が最も多くなっており、虐待種別は、身体的虐待が一番多くなっています。

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	養護者	21	18	19	23	10
	養介護施設 従事者等	0	1	0	0	2
相談通報の経路	虐待者（加害者）	0	1	0	0	0
	介護支援事業所等	4	10	3	7	1
	家族・親族	0	0	0	1	0
	被虐待者（本人）	1	4	1	3	1
	警察	14	6	12	8	2
	近隣・知人	0	1	0	0	3
	民生委員	1	0	0	0	0
企業・職場	0	0	0	0	0	

	庁内他部署	2	0	0	1	0
	その他	4	2	3	2	5
被虐待者の性別	男性	1	0	1	1	1
	女性	5	6	2	7	3
被虐待者の年齢	65歳未満	0	0	0	0	0
	65～69歳	0	1	1	1	0
	70～74歳	0	1	0	1	2
	75～79歳	2	3	0	1	1
	80～84歳	3	0	0	2	1
	85～89歳	1	0	2	2	0
	90歳以上 (不明含む)	0	1	0	1	0
虐待者続柄 (養護者内訳)	夫	1	2	2	3	0
	妻	0	0	1	1	0
	子	2	4	0	3	4
	子の配偶者	2	0	0	0	0
	孫	0	0	0	1	0
	兄弟姉妹	1	0	0	0	0
	親族	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
虐待種別	身体的虐待	5	4	2	6	4
	ネグレクト	0	2	1	1	0
	心理的虐待	3	1	0	4	2
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	0	1	1	0	0

## 5 障がい者虐待相談件数の概要

### 【全国の障がい者虐待の状況】

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	養護者	4,606	4,649	5,331	5,758	6,391
	障がい者福祉 施設従事者等	2,115	2,374	2,605	2,761	2,773
	使用者	745	691	641	591	583
相談通報の経路	虐待者（加害者）	27	22	27	17	23
	障がい者福祉 施設等	2,524	2,715	3,012	3,197	3,153

	家族・親族	634	574	614	671	616
	被虐待者（本人）	1,643	1,608	1,637	1,684	1,706
	警察	1,158	1,368	1,728	2,001	2,894
	近隣・知人	269	234	228	235	254
	民生委員	14	26	19	26	14
	企業・職場	42	29	24	24	31
	庁内他部署	426	391	496	537	536
	その他	616	542	569	525	520
被虐待者の性別	男性	994	1,003	1,083	1,076	1,192
	女性	1,232	1,233	1,320	1,322	1,473
被虐待者の年齢	未成年	226	244	272	291	302
	20～29歳	439	488	505	485	547
	30～39歳	329	387	363	420	438
	40～49歳	479	464	501	475	524
	50～59歳	390	398	430	426	515
	60～64歳	191	144	195	198	199
	65歳以上 (不明含む)	74	81	137	103	140
虐待者続柄	父	357	422	433	492	487
	母	357	403	431	426	436
	夫	220	222	224	219	285
	妻	41	30	36	37	43
	子	120	82	103	99	116
	子の配偶者	8	6	3	5	1
	兄弟姉妹	343	328	318	344	351
	祖父	3	1	6	12	8
	祖母	6	10	7	6	14
	障がい者福祉 施設従事者等	456	518	634	654	720
	その他 (不明含む)	250	218	213	195	190
虐待種別	身体的虐待	1,193	1,215	1,331	1,345	1,521
	ネグレクト	270	284	270	288	276
	心理的虐待	656	709	726	707	822
	性的虐待	113	124	144	137	153
	経済的虐待	408	384	384	396	323

【千葉県の障がい者虐待の状況】

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	養護者	220	282	273	288	300
	障がい者福祉施設従事者等	132	159	161	152	134
	使用者	38	38	39	32	32
虐待種別	身体的虐待	83	98	88	110	98
	ネグレクト	15	19	20	26	26
	心理的虐待	42	62	64	48	74
	性的虐待	3	6	7	6	6
	経済的虐待	23	40	19	15	14

【富津市の障がい者虐待の状況】

相談受付件数は、毎年度5件程度で推移しています。

被虐待者は、女性が多く、虐待種別としては、身体的虐待が最も多くなっています。

なお、障がい者福祉施設従事者等による虐待は、平成30年度以前は毎年度1件以上ありましたが、令和元年度以降発生していません。

件数		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
相談受付件数	養護者	3	1	3	3	4
	障がい者福祉施設従事者等	1	5	2	4	0
	使用者	0	0	1	0	0
相談通報の経路	虐待者（加害者）	0	0	0	0	0
	障がい者福祉施設等	2	4	1	0	0
	家族・親族	0	0	0	0	1
	被虐待者（本人）	0	0	0	2	0
	警察	0	2	1	0	2
	近隣・知人	0	0	0	0	1
	民生委員	0	0	0	0	0
	企業・職場	0	0	0	0	0
	庁内他部署	0	0	0	0	0
	その他	2	0	4	5	0
被虐待者の性別	男性	0	1	1	0	1
	女性	4	3	1	0	2
被虐待者の年齢	未成年	1	0	1	0	0

	20～30 歳	1	0	0	0	0
	31～40 歳	0	1	0	0	1
	41～50 歳	2	1	0	0	1
	51～60 歳	0	2	0	0	1
	61～65 歳	0	0	1	0	0
	66 歳以上	0	0	0	0	0
虐待者続柄	父	1	0	0	0	0
	母	2	0	0	0	0
	夫	0	1	1	0	2
	妻	0	0	0	0	0
	子	0	0	0	0	0
	子の配偶者	0	0	0	0	0
	孫	0	0	0	0	0
	兄弟姉妹	0	0	0	0	1
	親族	0	0	0	0	0
	障がい者福祉 施設従事者等	1	5	1	0	0
	その他	0	0	0	0	0
虐待種別	身体的虐待	4	4	2	0	2
	ネグレクト	0	1	1	0	0
	心理的虐待	0	1	0	0	2
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	0	0	0	0	0

## 第3章 計画の基本理念と施策の体系

### 1 基本理念

本計画においては、DV・虐待対策施策を推進するにあたり、次のとおり基本理念を掲げます。

## いかなる暴力も許さない社会の実現

### 2 基本目標

基本目標Ⅰ	市民の理解・関心を深める取組の推進
基本目標Ⅱ	安心して相談できる体制づくり
基本目標Ⅲ	被害者の安全確保と自立を支援する体制の確立
基本目標Ⅳ	地域連携と推進体制の強化

### 3 施策の体系

基本目標Ⅰ 市民の理解・関心を深める取組の推進

施策の方向	施策
1 支援の情報提供とDV・虐待の根絶に向けた啓発	(1) DV・虐待の防止及び支援についての情報提供の充実
	(2) DV・虐待の根絶に向けた啓発、予防教育の推進
2 相談窓口の周知	(1) 各種機関の相談窓口の周知

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

施策の方向	施策
1 早期発見・通告のための体制整備	(1) 市のDV・虐待の相談体制の充実・強化
	(2) 対応の強化、マニュアル等の整備
	(3) 自らSOSを訴えられない方や外国籍の方への支援
	(4) 養育者及び養護者への支援
2 相談窓口の相互連携の強化	(1) 県の相談機関との連携
3 立入調査等	(1) 事実の確認
	(2) 立入調査の実施

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立を支援する体制の確立

施策の方向	施策
1 緊急的・一時的な保護、支援の実施	(1) 緊急時の安全確保の実施
	(2) 保護命令等の手続きの支援

	(3) 被害者情報の保護
	(4) 被害者の精神面への対応
	(5) DV被害者の子どもへの支援
	(6) 虐待者への対応
2 自立支援体制の確立	(1) 自立支援の実施
	(2) 経済的支援の実施
	(3) 新たな住まい確保の支援の実施
	(4) 養育者・養護者に対する支援
	(5) ひとり親家庭の就労支援
3 権利擁護の推進	(1) 離婚・親権・後見人等に関する情報提供
	(2) 障がい者差別に関する情報提供
	(3) 未成年後見制度に関する情報提供
	(4) 成年後見制度の利用支援

#### 基本目標Ⅳ 地域連携と推進体制の強化

施策の方向	施策
1 関係機関・部署との協働と計画の推進	(1) 民間支援団体等の育成
	(2) 専門支援機関との連携・協働
	(3) 関係諸団体・民間支援団体等との連携・協働
	(4) 協議会等との連携・協働
	(5) 会議体の再構築
	(6) 調査・研究

#### 4 計画書「第4章 施策の展開」の見方

### 第4章 施策の展開

目指すべき基本目標

基本目標を達成するために必要な施策の方向

#### 基本目標Ⅰ 市民の理解・関心を深める取組の推進

##### 1 支援の情報提供とDV・虐待の根絶に向けた啓発

施策の方向ごとに現状や課題を記載しています。

家庭という私的な関係の間で起き、外部から発見されにくい環境の中で、周囲の認識不足や被害者本人の気づきの遅れにより状況悪化を招くといった現状も見られます。

地域の方々の通報により、未然に重大事件を防ぐことができたケースもあります。

DVや虐待を防止するためには、市民の正しい理解と意識の向上が必要です。そのために、「暴力を決して許さない」という認識のもと、あらゆる機会を活用し、正しい理解と防止に向けた意識啓発を勧めます。

施策を実行するための具体的な取り組み名

どんなことをどのように実施するのか、手法と内容を記載しています。

施策

##### (2) DV・虐待の根絶に向けた啓発・予防教育の推進

No.	取り組み名	内容	所管課
③	事業者に対するコンプライアンスの促進	虐待を防止することは適切なサービスの質を確保することであるため、社会福祉の事業者に対して、コンプライアンス（法令遵守）のための組織作りやルール作りを促していきます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課

主体的に取り組む主担当課及び連携して取り組む関係課を合わせて記載しています。  
**主担当課は太字**で記載しています。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 市民の理解・関心を深める取組の推進

#### 1 支援の情報提供とDV・虐待の根絶に向けた啓発

家庭という私的な関係の間で起き、外部から発見されにくい環境の中で、周囲の認識不足や被害者本人の気づきの遅れにより状況悪化を招くといった現状も見られます。

地域の方々の通報により、未然に重大事件を防ぐことができたケースもあります。

DVや虐待を防止するためには、市民の正しい理解と意識の向上が必要です。そのために、「暴力を決して許さない」という認識のもと、あらゆる機会を活用し、正しい理解と防止に向けた意識啓発を進めます。

#### (1) DV・虐待の防止及び支援についての情報提供の充実

No.	取り組み名	内容	所管課
①	広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等を活用した情報提供	DVや虐待の被害者や身近な人が、相談等に適切につながるよう、広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等を活用した情報提供を進めるとともに、新たなメディアを活用した情報提供の充実を図ります。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	「児童虐待防止推進月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「老人週間」、「障がい者週間」に合せた広報の実施	人権尊重に対する関心と理解を深めるよう、こうした期間に集中的な広報活動を実施します。 また、より効果的に実施するため、関連する団体等と連携し、早期発見・早期対応につながるようにします。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

#### (2) DV・虐待の根絶に向けた啓発・予防教育の推進

No.	取り組み名	内容	所管課
①	市民向け研修会や講演会の実施	市民一人ひとりの暴力に対する意識を高めるため、関心の高いテーマにDVや虐待に関する項目を取り入れ、講演会等を実施します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	出前講座の実施	DVや虐待防止に関する出前講座を実施します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

③	事業者に対するコンプライアンスの促進	虐待を防止することは適切なサービスの質を確保することであるため、社会福祉の事業者に対して、コンプライアンス（法令遵守）のための組織作りやルール作りを促していきます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課
④	利用者向け研修会の実施	DVや虐待の正しい理解と防止のための意識啓発や、被害者への支援体制がとれるよう、研修会を実施します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課
⑤	発達段階に応じた児童への啓発の実施	児童に対し、その年代に応じたきめ細やかな配慮に加え、人間関係を築くにあたっての啓発を実施します。	保育課 健康づくり課 学校教育課

## 2 相談窓口の周知

早い段階での相談や通報を促すためにも、窓口を整備し周知を行います。市民が躊躇なく相談できるように周知の方法も工夫します。

また、自ら声をあげにくい子どもが相談しやすいよう、相談窓口を周知します。

### (1) 各種機関の相談窓口の周知

No.	取り組み名	内容	所管課
①	広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等の相談窓口の掲載	DVや虐待に関する相談窓口を広報紙に掲載し、常に市民の目に触れるよう周知します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	市の施設や大規模店舗・医療機関等へのポスター掲示やリーフレット設置	多くの人が集まる大規模店舗や医療機関にDVや虐待に関するポスターを掲示するとともに、リーフレットを配置し、相談窓口の案内をより多くの目に触れるようにします。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
③	トイレへのカード設置等、相談に結び付きやすいよう工夫した周知の実施	情報を最も必要としている人（世代、年齢層、対象別）に確実に届くような工夫や、相談につながりやすくするための仕掛けを取り入れていきます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課
④	子どもが直接SOSを発することができるよう「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」の周知	虐待を受けている子どもや、DV被害者の子どもが、SOSをより簡単に発信できるよう、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」のリーフレットの配布等を行います。	こども家庭課 市民課 学校教育課

## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

### 1 早期発見・通告のための体制整備

被害者をとりまく周囲、特に被害を発見しやすい立場にある人のDVや虐待への理解を深め、通報の意義や方法について周知を図ります。さらに、発見した人からの通報を相談につなげる体制づくりの強化が必要です。

#### (1) 市のDV・虐待の相談体制の充実・強化

No.	取り組み名	内容	所管課
①	職員・相談員の専門性の向上とスキルアップ	DVや虐待の根絶には正しい理解が必要であり、あらゆる職種の市職員に対して啓発を継続的に実施するとともに、守秘義務の遵守を徹底していきます。 また、相談を受ける職員・相談員が相談者に負担をかけないよう、相談者の視点に立った対応ができるよう研修に努めます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	相談受付体制の多様化	DVや虐待被害者がより相談しやすいよう、受付時間の拡大やアウトリーチの手法を検討し、実施します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
③	地域住民等における見守りの取り組み	民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等の見守り活動を関係機関の対応へつなげるサイクルを検討します。	社会福祉課 こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
④	サービス事業者との連携	DVや虐待を受けている、または適切なサービスを受けていない人の家族の把握に努め、安心して生活できる環境を整えます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
⑤	医療機関・保育所（園）・幼稚園・学校等関係者の早期発見・通告への理解促進	暴力による被害者を発見しやすい立場の医療機関や保育所（園）・幼稚園・学校等の関係者に対して、迅速な通告等の重要性について理解を得るため、情報提供等を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 学校教育課
⑥	高齢者見守り事業	高齢者宅を訪問することが多い事業者等と協定を締結し、異変等を発見した場合に、関係機関に連絡し、相互に連携を図りながら効果的に見守り活動をする取り組みを行います。	介護福祉課

⑦	公的支援サービスを受けていない人の把握	市や関係者が連携して、公的支援サービスを受けていない人、利用を中止した人や介護者を把握し、早期に情報提供を行うことで支援につなげます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課
---	---------------------	---	---

### (2) 対応の強化、マニュアル等の整備

No.	取り組み名	内容	所管課
①	対応マニュアルの整備	相談に適切に対応できるよう、ノウハウを蓄積するとともに、対応マニュアル等の整備を進めます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課
②	情報集約のルール整備	相談受付及び支援対応を関係機関で円滑に行うため、共通受付票等記録様式を整備します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
③	委託事業所及び市職員の連携勉強会の実施	速やかな初動対応がとれるよう、委託事業所と市職員が連携についての実践的な勉強会を実施します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課
④	市職員の積極的な研修会等への参加	市職員のスキルアップを図るため、県主催の研修会等を積極的に受講します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課 学校教育課

### (3) 自らSOSを訴えられない方や外国籍の方への支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	安心して生活を送るための環境整備	自らSOSを訴えられない人の関係者からの情報収集に努めます。 外国籍の人のために分かりやすい表記や多言語化したリーフレットの作成を検討します。また、習慣や価値観の違いなどの問題が生じる場合があるので、状況に応じて対応するとともに、	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

		外国人被害者が利用できる制度や在留資格などの基本的な知識の取得に努めます。	
--	--	---------------------------------------	--

(4) 養育者及び養護者への支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	安心して生活を送るための環境整備	家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、養育者及び養護者に対する支援を行えるよう、複数の関係者が連携して支援体制を構築します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 社会福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課
②	各種福祉サービスの利用促進	児童、高齢者、障がい者に対する適切なサービス提供と、養育者及び養護者の負担軽減のため、各種福祉サービスの利用を働きかけます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 社会福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課
③	孤立を防ぐための地域住民との関係性の構築	各種イベントや地域の集まりなどへの参加を促し、いざという時に自ら助けを求めることができるよう、近隣との協力関係づくりを働きかけます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 社会福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課
④	交流会等への参加勧奨	虐待を防止するためには、養育者及び養護者のストレスを軽減することも大切です。交流会等への参加を勧め、ストレス解消につなげます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 健康づくり課 保育課 学校教育課

## 2 相談窓口の相互連携の強化

どの相談機関が利用しやすいかは被害者の事情により異なります。被害者の多様な相談ニーズに対応できるよう、地域における相談体制の充実・強化はもとより、専門的知見を有する関係機関や民間との連携・協力による専門相談の充実を図ります。

### (1) 県の相談機関との連携

No.	取り組み名	内容	所管課
①	県の相談機関との連携	児童相談所、障がい者権利擁護センター、県健康福祉センター、警察等、県の機関と必要に応じて情報を共有し、連携した対応を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

## 3 立入調査等

虐待の相談・通報・通告があった場合は、安否確認を行うため、できるだけ速やかに訪問調査を行い、事実確認や家族状況などを把握します。

高齢者や障がい者に生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、職員などが立入調査をします。

### (1) 事実の確認

No.	取り組み名	内容	所管課
①	通報内容や安全確認の実施	虐待の事実を確認するため、訪問して心身の状況と養育者及び養護者の状況を把握します。状況に応じて、関係機関の同行を求め、把握に努めます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課
②	調査困難事例への対応	関係する機関が連携し、介入拒否の解消に向け、養育者及び養護者の様子を見ながら対応を図ります。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

### (2) 立入調査の実施

No.	取り組み名	内容	所管課
①	立入調査の実施	高齢者や障がい者の姿が長期にわたって確認できない等の場合、居所に立ち入り、安否確認の調査を実施します。 必要に応じて、警察への援助依頼を行います。	障がい福祉課 介護福祉課
②	児童相談所への通告	職員による訪問等で児童の安全が確保されていない場合、法的権限を持つ児童相談所に直ちに通告します。	こども家庭課 保育課 学校教育課

## 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立を支援する体制の確立

### 1 緊急的・一時的な保護、支援の実施

暴力は、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害者自身が相談した時は、切迫した状況であることも少なくないため、被害者の早期発見とともに安全の確保に取り組みます。

#### (1) 緊急時の安全確保の実施

No.	取り組み名	内容	所管課
①	DV被害者の一時保護	県女性サポートセンターでの一時保護の実施のほか、一時保護されるまでの間、地域の社会資源を活用した避難場所の提供や、同行支援の実施などにより、DV被害者の安全を確保します。	こども家庭課 保育課 学校教育課
②	虐待を受けた子どもの一時保護	一時保護が必要な場合、児童相談所と迅速に連携し対応します。	こども家庭課 保育課 学校教育課
③	虐待による緊急保護	緊急時の安全確保のため、障がい者支援施設や特別養護老人ホーム・母子生活支援施設等への入所を措置します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
④	シェルターの設置	DV被害者を一時的に保護するためのシェルターについて、委託を含め設置に向けた調査・検討を進めます。	こども家庭課
⑤	居室の確保	障がい者や高齢者で虐待及びその疑いがある場合に緊急一時保護するための居室を確保します。	障がい福祉課 介護福祉課

#### (2) 保護命令等の手続きの支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	保護命令制度利用への支援	DV被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、書類作成や裁判所への同行等の支援を行います。	こども家庭課

#### (3) 被害者情報の保護

No.	取り組み名	内容	所管課
①	住民票等の閲覧制限	DVや虐待の被害者が住所を知られないための支援措置を実施します。	市民課

(4) 被害者の精神面への対応

No.	取り組み名	内容	所管課
①	心理的、精神的な支援	心身の回復のため、必要に応じて児童相談所や県健康福祉センター、医療機関等と連携し、相談やカウンセリング等精神的なケアにつなげます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 健康づくり課 学校教育課

(5) DV被害者の子どもへの支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	保育所等の入退所、学校の転校に係る支援	保育所等の入退所、学校の転校に関する手続きを関係機関と連携を取りながら適切な支援を行います。 また、子どもへの精神的な影響等を考慮し、保育所等や学校と連携して、年齢に応じたサポートを行います。	こども家庭課 保育課 学校教育課

(6) 虐待者への対応

No.	取り組み名	内容	所管課
①	面会制限	障害者虐待防止法第9条第2項又は老人福祉法第11条第1項第2号若しくは第3号に規定する措置がとられた場合、虐待防止及び障がい者、高齢者の保護の観点から当該養護者について、市長は面会を制限します。	障がい福祉課 介護福祉課
②	虐待をしてしまう人の意識や行動に働きかけるプログラム等の検討	DVや虐待の加害対応について、加害者行動変容プログラムなどの調査・研究を進めます。希望者に専門機関等の情報を提供します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

## 2 自立支援体制の確立

被害者の自立を促すためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、住宅の確保、就業の促進、援護などに関する制度の利用が適切に行われるように努めます。

また、被害者の立場に立ったきめ細やかで継続した自立支援に取り組みます。

### (1) 自立支援の実施

No.	取り組み名	内容	所管課
①	手続きの一元化	複数の窓口個別に出向くことは心理的にも負担が大きく、加害者や養育者及び養護者に遭遇する危険性が高いため、支援に係る手続きはワンストップサービスで実施します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課
②	関係機関への同行支援	自身で様々な手続きを行うことが難しい場合には、関係機関への同行支援を行い、心理的負担の軽減、手続きの円滑化を図ります。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課

### (2) 経済的支援の実施

No.	取り組み名	内容	所管課
①	生活保護制度との連携	生活保護制度を適切に利用することができるよう、制度についての説明や、窓口への同行支援を行います。	社会福祉課 こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の活用	生活福祉資金（社会福祉協議会が窓口）、母子・父子・寡婦福祉資金（県健康福祉センターが窓口）等を必要とする人に、制度についての説明や窓口の紹介を行うとともに、母子・父子自立支援員等と連携し、制度活用につなげていきます。	こども家庭課
③	ひとり親世帯に関する施策の情報提供	ひとり親世帯に関する施策を適切に利用することができるよう、パンフレットを作成するなど、情報提供を行い、制度の活用につなげていきます。	こども家庭課

### (3) 新たな住まい確保の支援の実施

No.	取り組み名	内容	所管課
①	障害者虐待防止法及び老人福祉法における施設入所への措置等	養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障がい者や高齢者を、障害者虐待防止法又は老人福祉法に基づき、施設入所の措置を講じます。	障がい福祉課 介護福祉課
②	公営住宅の情報提供	被害者に対する市営及び県営住宅の優先入居に係る情報を提供します。	都市政策課 こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

### (4) 養育者・養護者に対する支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	各種福祉サービス等の利用促進	養育者及び養護者の精神的な負担を軽減するために、各種福祉サービスの情報を提供し、利用を促進します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 社会福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課
②	暴力に頼らない子育て講座プログラムの実施	体罰を含めた暴力や暴言に頼らない子どもを育てる手法を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指します。	こども家庭課 保育課 学校教育課
③	養育者及び養護者を孤立させない地域の見守り	地域住民、民生委員及び地区社会福祉協議会などを中心とした見守り活動により、虐待の防止・早期発見につなげます。	社会福祉課 こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
④	心理的、精神的な支援	心身の回復のため、必要に応じて児童相談所や県健康福祉センター、医療機関等と連携し、相談やカウンセリング等精神的なケアにつなげます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課

### (5) ひとり親家庭の就労支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	就労や資格取得に向けた情報の提供	ひとり親家庭の就労や資格取得に向けた支援として、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付や、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の情報を紹介し、活用につなげます。	こども家庭課

## 3 権利擁護の推進

被害者が、自らの権利を行使しながら、安心して暮らせる社会の実現に努めます。

### (1) 離婚・親権・後見人等に関する情報提供

No.	取り組み名	内容	所管課
①	法律相談・法テラス・リーガルサポート等の情報提供	離婚・親権・後見人等の民事の問題について、市の法律相談や法テラス、司法書士会のリーガルサポートセンター等の情報提供を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	家庭裁判所等における調停・養育費・親権停止等に関する情報提供	調停・養育費・後見制度等に関して、家庭裁判所等での手続きに関する情報提供や、各種相談機関の案内を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

### (2) 障がい者差別に関する情報提供

No.	取り組み名	内容	所管課
①	障がい者差別に関する情報提供	障がい者差別に関する相談窓口を継続するとともに、富津市障害者総合支援協議会と連携し、障害者差別解消法の周知に努めます。	障がい福祉課

### (3) 未成年後見制度に関する情報提供

No.	取り組み名	内容	所管課
①	未成年後見制度に関する情報提供	親権者死亡等により未成年者に対し親権を行う人がいない場合は、未成年後見人制度について情報提供します。	こども家庭課 保育課

(4) 成年後見制度の利用支援

No.	取り組み名	内容	所管課
①	成年後見制度の申立ての実施	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、申立てをする親族がいない、または親族が申立てを拒否している場合などは、市長が申立てを行います。	障がい福祉課 介護福祉課
②	成年後見人の費用助成	成年後見制度を利用するにあたり、費用負担が困難な人に対し、その費用を助成します。	障がい福祉課 介護福祉課

## 基本目標Ⅳ 地域連携と推進体制の強化

### 1 関係機関・部署との協働と計画の推進

被害者の支援・安全確保には、関係課相互の情報の共有と理解が重要であるとともに、関係機関との連携が不可欠です。特に身体的暴力においては、生命をも脅かす危険な状態になることがあり、速やかな対応のため日頃からの緊密な情報交換が欠かせません。包括的な支援提供ができるよう、多機関・多分野の関係者との十分な連携が求められます。

#### (1) 民間支援団体等の育成

No.	取り組み名	内容	所管課
①	民間支援団体の育成	身近なところでDV・虐待の相談や支援が受けられるよう、民間支援団体の育成について、働きかけを行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	支援ボランティア養成の情報提供	DVや虐待被害者支援、子育て支援など様々な支援活動に参加できるよう、養成講座の情報を提供します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課

#### (2) 専門支援機関との連携・協働

No.	取り組み名	内容	所管課
①	中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」との連携	障がい者虐待通報に対して 24 時間 365 日体制で対応するため、障がい者虐待防止センター業務を委託し、支援体制を強化します。 また、福祉の総合相談機関として、複合的な課題に関して協働します。	障がい福祉課 こども家庭課 介護福祉課
②	地域包括支援センターとの連携	地域におけるネットワークの構築と運営の中心的な役割を担うように促進します。 また、虐待事例の把握の際は、訪問による状況確認等により、支援調整、経過観察等を連携・協働して行います。	介護福祉課 こども家庭課 障がい福祉課
③	児童家庭支援センター「ピーターパンの家」との連携	地域の子どもや家庭の課題について専門的な職員で対応できるよう連携します。	こども家庭課 障がい福祉課 保育課 介護福祉課 学校教育課
④	基幹相談支援センター「えこ」との連携	障がいのある人やその家族について、専門的な職員により対応できるよう連携します。	障がい福祉課 こども家庭課 介護福祉課

⑤	生活困窮者自立相談支援機関との連携	被害者、養育者・養護者それぞれの状況に応じて、経済的な負担軽減、負債への対応支援、生活困窮者自立相談支援、生活保護等の相談などにつなげ、連携して対応します。	社会福祉課 こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
---	-------------------	--	------------------------------------

### (3) 関係諸団体・民間支援団体等との連携・協働

No.	取り組み名	内容	所管課
①	関係諸団体・民間支援団体が主催するDVや虐待関連事業への協力	関係諸団体・民間支援団体が主催するDVや虐待関連事業等に対して後援するなど、積極的に協力していきます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課
②	異なる専門職の連携	専門性を相互に発揮することで、より効果的な支援を行えるよう、異なる専門職の連携を図ります。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 健康づくり課 学校教育課
③	既存のネットワーク（要援護者地域見守り事業等）の活用	定期的に地区社会福祉協議会・民生委員が高齢者世帯や障がい者を訪問し、声かけなどの見守り活動を行います。	社会福祉課
④	居宅介護支援事業所などの介護サービス事業者・障がい者福祉サービス事業者と協力体制の確立	認知症高齢者や重度の障がいのある人を介護している世帯など、虐待のリスクの高い世帯に対し、積極的な福祉サービスや情報提供を行います。	障がい福祉課 介護福祉課
⑤	里親関係機関との連携	安定した家庭環境が提供できる里親制度への理解を促すため、情報提供を行います。	こども家庭課

### (4) 協議会等との連携・協働

No.	取り組み名	内容	所管課
①	要保護児童等対策地域協議会関係機関等の連携	早期発見・早期支援のため、関係機関で情報や課題を共有します。	こども家庭課
②	ケアマネジャー協議会との連携	研修会やケースワーク等を行い、能力向上を図ります。	介護福祉課

③	障害者総合支援協議会との連携	障がい者の権利擁護の周知やネットワークづくり、研修会や広報活動を促進します。	障がい福祉課
④	各種協議体との連携	いかなる暴力も許さない社会の実現に向け、従来の枠組みを拡げて、地域全体の課題として対応できる連携体制の構築を検討します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 社会福祉課

#### (5) 会議体の再構築

No.	取り組み名	内容	所管課
①	連絡調整会議の開催	定期的に関係各課及び専門支援機関の長などが、相互に連携し、DVや虐待の防止及び被害者、養育者・養護者の支援について、検討するための連絡調整会議を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
②	実務者会議の開催	定期的に関係各課及び専門支援機関の長などが集まり、実際の支援状況に関する情報共有及び検討により、支援への提案を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
③	個別支援会議の開催	必要に応じて関係機関の実務担当者が集まり、個別事例についての支援目標及び役割分担を明確にし、PDCAサイクルによる支援を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
④	コアメンバー会議の開催	通告・通報等があった場合には、虐待等行為に対して、所属長も交えた緊急対応に関して検討を行い、必要に応じて専門機関の意見も交えて、判断して対応をします。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課 学校教育課

⑤	ブロック会議の開催	定期的に富津・大佐和・天羽の地区ごとに、民間支援団体やボランティア、地域支援者等が集まり、地域に必要な支援について検討を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
---	-----------	---	--

(6) 調査・研究

No.	取り組み名	内容	所管課
①	計画の実施に向けた調査・研究、アンケートや意識調査の実施	DVや虐待対策の新規事業実施に向けて、調査・研究、アンケートを積極的に実施し、実態把握に努めます。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課
②	他市町村のDV・虐待事例を対応へ生かすための研究と情報共有	他市町村で発生したDVや虐待事例を分析・検証し、適切な対応へ生かすため、情報共有できる仕組みを検討します。	こども家庭課 障がい福祉課 介護福祉課 保育課 学校教育課

## 資料編

富津市DV・虐待防止計画策定経過

富津市DV・虐待防止計画の策定方針

富津市DV・虐待防止計画策定会議設置要綱

富津市DV・虐待防止計画策定会議委員名簿

富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会設置要領

富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会委員名簿

DV対応フローチャート

児童虐待対応フローチャート

養護者による高齢者虐待対応フローチャート

障がい者虐待対応フローチャート



富津市DV・虐待防止計画策定経過

時期	件名	内容
平成 28 年 9 月 7 日	富津市DV・虐待防止計画の策定方針の決定	
平成 30 年 7 月 12 日	第 1 回 富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会	・富津市DV・虐待防止計画の策定について
平成 30 年 10 月 19 日	第 2 回 富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会	・富津市DV・虐待防止計画の策定方法について
平成 30 年 10 月 30 日	富津市DV・虐待防止計画の策定方針の改訂	
平成 30 年 11 月 5 日	第 3 回 富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会	・富津市DV・虐待防止計画（素案）について ・第 1 回富津市DV・虐待防止計画策定会議について
平成 30 年 11 月 19 日	第 1 回 富津市DV・虐待防止計画策定会議	・富津市DV・虐待防止計画の策定について ・富津市DV・虐待防止計画（素案）について ・今後の会議予定について
平成 30 年 11 月 19 日 ～ 平成 30 年 12 月 7 日	富津市DV・虐待防止計画意見照会	・富津市DV・虐待防止計画（素案）に係る委員意見の照会
平成 30 年 12 月 19 日	第 4 回 富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会	・富津市DV・虐待防止計画（素案）に対する意見について ・富津市DV・虐待防止計画（資料編）について ・富津市DV・虐待防止計画（概要版）について ・パブリックコメントの実施について

平成 31 年 1 月 8 日	第 2 回 富津市DV・虐待防止計画 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富津市DV・虐待防止計画（素案）に対する意見について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成 31 年 1 月 11 日	第 5 回 富津市DV・虐待防止計画 策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施について</li> <li>・富津市DV・虐待防止計画（修正案）の所管課について</li> <li>・富津市DV・虐待防止計画（資料編）の構成について</li> <li>・富津市DV・虐待防止計画（概要版）の作成について</li> </ul>
平成 31 年 1 月 21 日 ～ 平成 31 年 2 月 3 日	パブリックコメント 実施期間（2 週間）	
平成 31 年 2 月 6 日	第 6 回 富津市DV・虐待防止計画 策定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富津市DV・虐待防止計画（修正案）の所管課の確認</li> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・富津市DV・虐待防止計画（最終案）について</li> </ul>
平成 31 年 2 月 18 日	第 3 回 富津市DV・虐待防止計画 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回富津市DV・虐待防止計画（修正案）に対する意見について</li> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・富津市DV・虐待防止計画（最終案）について</li> <li>・富津市DV・虐待防止計画（概要版）（案）について</li> </ul>
平成 31 年 3 月	計画決定	

## 富津市DV・虐待防止計画の策定方針

(平成 28 年 9 月 7 日決定)

(平成 30 年 10 月 30 日改訂)

### 1 計画策定の根拠

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第2条の3第3項)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

### 2 国及び千葉県における計画策定の動き

#### (1) 国の動き

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

平成 26 年 1 月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正法が施行された際に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を改正済み。

#### (2) 千葉県の動き

現計画：千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)(平成 29～33 年度)

### 3 市計画策定の方針

- ・国及び県の計画に盛り込まれる内容との整合を図る。
- ・対象者別に縦割りで計画を策定するのではなく、「DV防止法」に基づく計画であることを基本としつつ、DVと密接な関係がある虐待も一つの福祉課題としてとらえ、一体となった計画を策定する。
- ・計画の策定及び実施に向けた調査及び検討を実施するため、庁内検討委員会を設置する。
- ・幅広い視点から意見や助言を求めるため、各種協議会や県行政機関等を委員とする策定会議を設置する。

### 4 計画期間

平成 31～35 年度の 5 カ年とする。

### 5 策定期限

平成 30 年度中

## 6 策定スケジュール

平成 29 年 10 月	策定方針決定
10 月～11 月	具体の取り組みピックアップ、骨子案検討
平成 30 年 10 月	案のとりまとめ
11 月	策定会議設置、案意見照会
平成 31 年 1 月	パブコメ実施
3 月	計画決定、公表

## 富津市DV・虐待防止計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 市は、DV及び虐待への対策に関する事項を一体的に定める富津市DV・虐待防止計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広い視点から意見や助言を求めるため、富津市DV・虐待防止計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び実施に向けた調査及び検討に関すること。
- (2) 調査及び検討をした事項の市長への報告及び助言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定及び実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議会長
- (2) 富津市障害者総合支援協議会会長
- (3) 富津市介護保険運営協議会会長
- (4) 君津児童相談所所長
- (5) 君津健康福祉センターセンター長
- (6) 千葉県富津警察署署長

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長の委嘱の日から計画策定の日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置き、会長は富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議会長をもってこれに充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議の出席を代理人に委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 策定会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年11月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

富津市DV・虐待防止計画策定会議委員名簿

	委員区分	所属	職名	名前
会長	富津市要保護児童対策 地域協議会代表者会議	健康福祉部	部長	島津 太
副会長	富津市障害者 総合支援協議会	社会福祉法人あすなろ会 どんぐりの郷	施設長	渡邊 浩
委員	富津市介護保険 運営協議会	富津市議会	議員	平野 英男
委員	千葉県君津児童相談所	君津児童相談所	所長	小熊 良
委員	千葉県君津健康福祉 センター	君津健康福祉センター	センター長	野田 秀平
委員	千葉県富津警察署	富津警察署	署長	永島 光男

## 富津市 DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 本市の、DV及び虐待への対策に関する事項を一体的に定める富津市DV・虐待防止計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に係る関係部課の調整等を行うため、富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び実施に向けた調査及び検討に関すること。
- (2) 関係部課の調整等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部子育て支援課長
- (2) 健康福祉部社会福祉課長
- (3) 健康福祉部介護福祉課長
- (4) 教育部教育センター所長

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部子育て支援課長をもってこれに充てる。

- 2 副委員長は、健康福祉部社会福祉課長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### (この要領の失効)

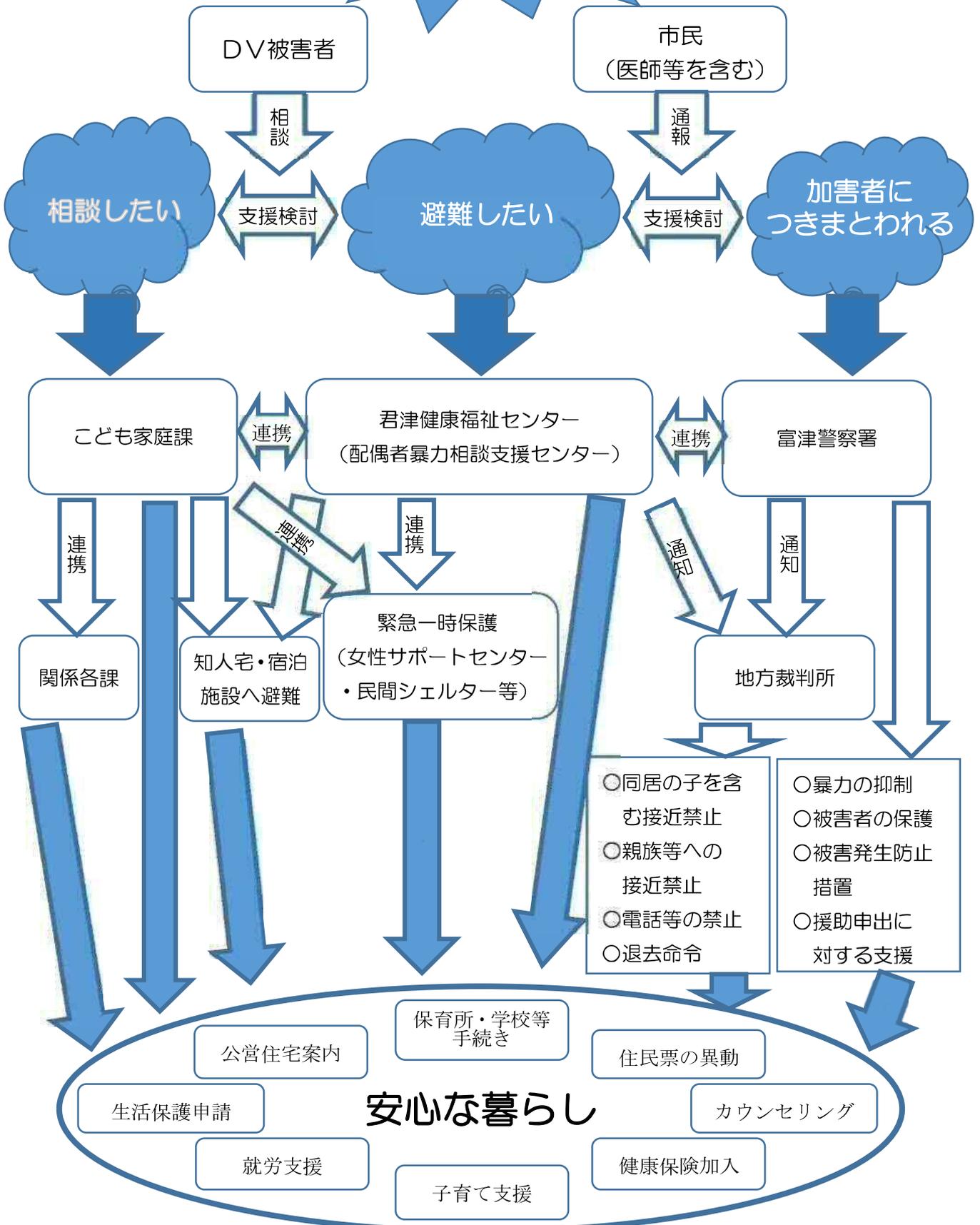
- 2 この要領は、平成31年3月31日限り、その効力を失う

富津市DV・虐待防止計画策定庁内検討委員会委員名簿

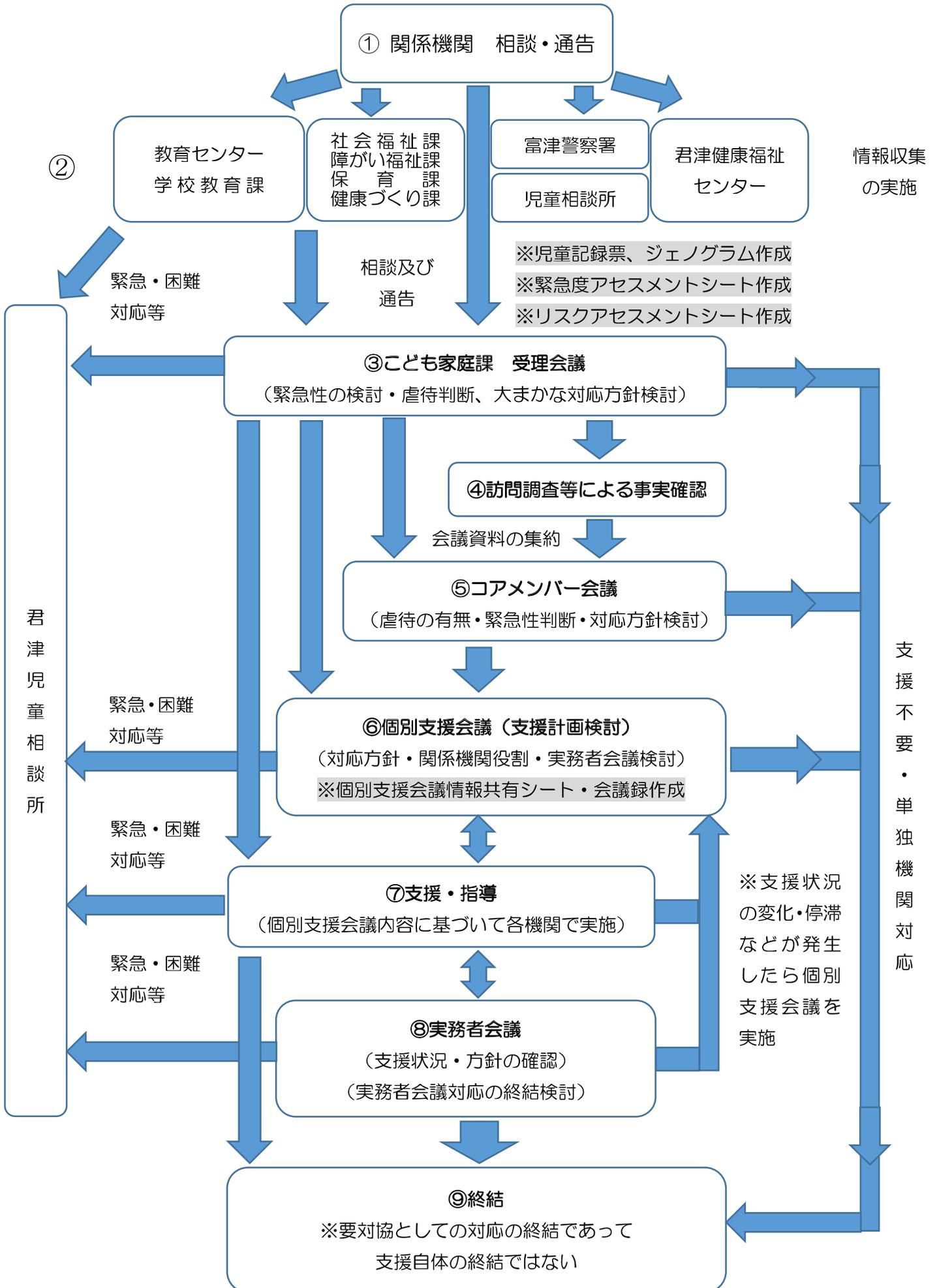
	所 属・職 名	名 前
委員長	健康福祉部子育て支援課 課長	木村 美文
副委員長	健康福祉部社会福祉課 課長	池田 剛和
委員	健康福祉部介護福祉課 課長	藤寄 勉
委員	教育部教育センター 所長	河野 信成

# DV対応フローチャート

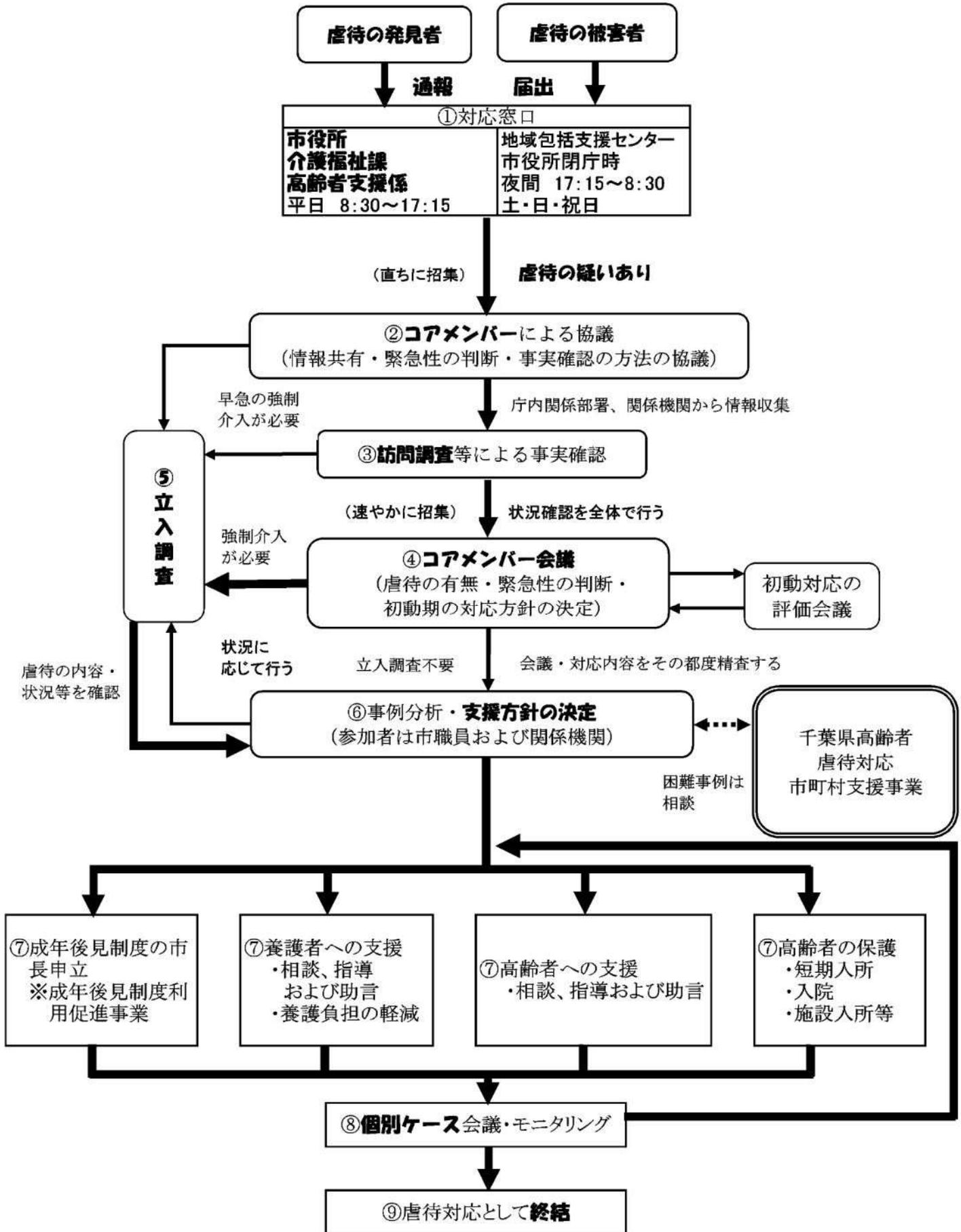
## 暴力の発生



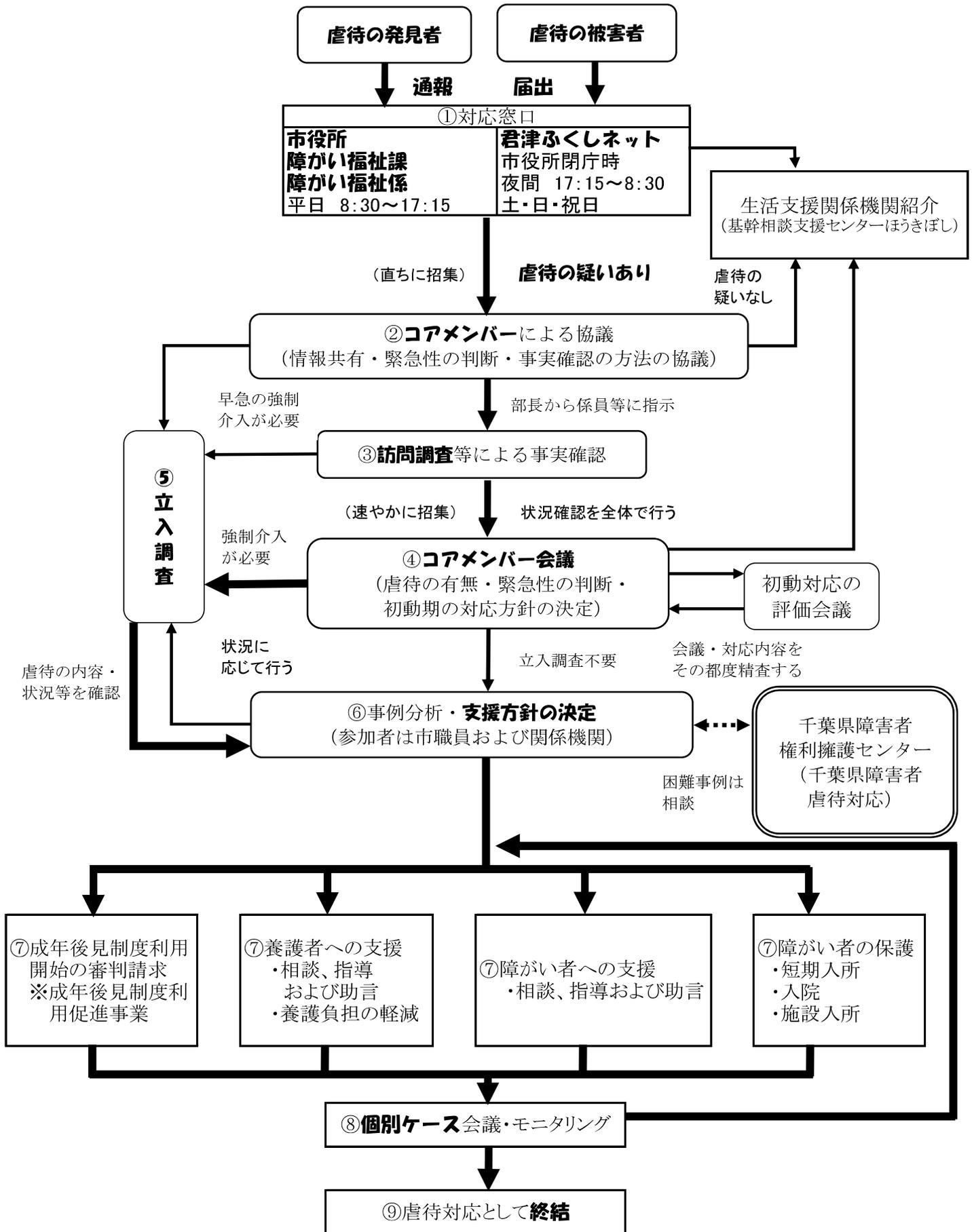
# 児童虐待対応フローチャート



# 養護者による高齢者虐待対応フローチャート



# 障がい者虐待対応フローチャート



富津市 DV・虐待防止計画  
【いかなる暴力も許さない社会の実現】

---

発 行 平成 31 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

令和 6 年 3 月 改訂

発 行 者 千葉県 富津市

健康福祉部こども家庭課

〒293-8506

千葉県富津市下飯野 2443 番地

TEL 0439-32-1656

FAX 0439-80-1355

---